



## 海南自由貿易港租税政策のご紹介

### 背景

中国共産党中央委員会及び国務院は、2020年6月1日付けで、「海南自由貿易港建設全体案」（以下「全体案」）を公布し、貿易、クロスボーダー資金のフロー、輸送の自由化・円滑化、現代工業体制の構築、租税徴収、社会ガバナンス、法治、リスクの防止・管理の強化などの点において、国際的に先進レベルにある自由貿易港を目標に据えて比較し、自由貿易試験区における革新的な政策を総括したうえで、海南自由貿易港を中国の新時代における対外開放の先導者及び解き放たれた重要な玄関口として築いていく。

「全体案」で言及された税制設計は革新的なものであり、これまでの中国の自由貿易試験区では実施されなかった制度も多数含まれる。本文では、多くの企業に関心を寄せる輸出入政策、直接税と間接税に焦点を当て、特に最近公表された企業所得税の優遇政策（財税「2020」31号）と個人所得税の優遇政策（財税「2020」32号）について、関連情報を紹介する。

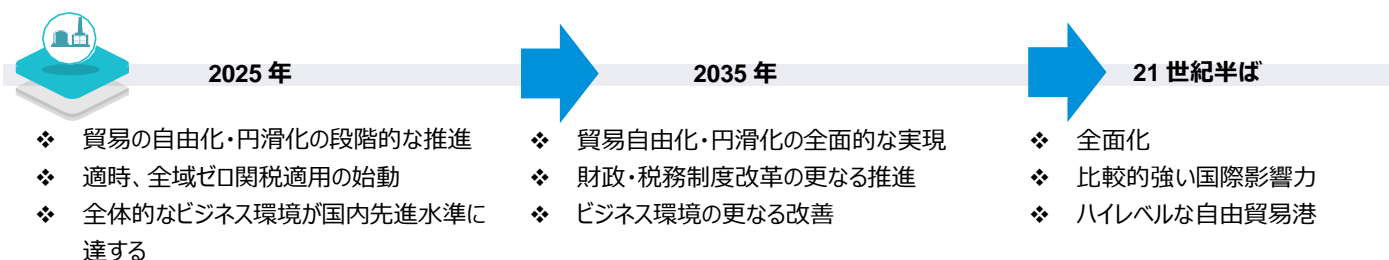
### KPMGの所見

今回の全体案は、国際的にハイレベルな経済貿易規則を目標に据えて比較し、思想の開放・大胆な革新を図り、貿易投資の自由化・円滑化を目的とした、ハイレベルな自由貿易港に適した政策・制度・体制を構築し、国際的に競争力と影響力のある税関特殊監督管理区域を建設する。

輸出入企業にとって、特に注目すべきものは下記のとおりである。

貿易の自由化・円滑化の向上	産業構造転換・アップグレードの推進	租税制度の整備	管理水準の向上
<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 「一線放開、二線管住」（即ち、国外と自由貿易試験区内の貨物の出入り（一線）は、税関による監督管理を受けずに自由にでき、自由貿易試験区と中国国内その他の地域との貨物の出入り（二線）は、税関による監督管理を受ける）：許可証管理を行わずに、二線は、片側申告を行う。</li> <li>❖ 島内の自由化：通関手続を簡素化し、全域ゼロ関税適用後に特殊監督管理地域を撤廃する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 現代産業体制の構築：中継貿易など現代貿易サービス業の発展を推進する。</li> <li>❖ 新興業態への支援：重要支援産業への財政支援を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 関税：「ゼロ関税」政策の段階的な試行及び適用拡大</li> <li>❖ 加工貿易：輸入貨物加工による付加価値が30%を超える場合、二線申告を行う際に関税の徴収を免除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 政府機能の転換：行政事務サービスの「一網通弁」（即ち、行政機関が共通して利用できる情報システムを整備し、行政手続の利便性を高める）を実現する。</li> <li>❖ リスクの防止・管理：情報、社会及び税関システムを通じてスマートかつ精密な監督管理を行う。</li> </ul>

全体案の推進における各段階の取決めは下記のとおりである。



今回の全体案は、海南自由貿易港の発展に対して有利な方針を提出した。しかし、各企業は下記の課題にも留意し、専門的な意見や提案を求める必要もある。

- 原産地管理：加工による付加価値の30%に対する定義、「海南原産地証明書」の適用可能性、その他自由貿易協定（FTA）の対象貨物が海南自由貿易港に入り、加工される場合或いは加工されない場合の原産地認定
- 特殊監督管理地域の業務管理：島内税関特殊監督管理地域の撤廃及び構造転換、その他税関特殊監督管理地域の保税部材管理との相違点、保税部材の地域間流通・管理問題、「二線」（即ち、自由貿易試験区と中国国内その他の地域との貨物の出入り）から国内販売に移行する際の選択的な関税徴収政策の適用、保税修理、保管、展示などの新興業態に対する特殊政策
- 輸出税金還付の管理：海南自由貿易港から輸出される貨物に対する税金還付の適用性、海南自由貿易港における加工による付加価値の流通税管理、税関・自由貿易港におけるサービスの流通税管理
- 現代貿易サービス業：クロスボーダーファイナンスリースに対する更なる優遇措置及び円滑化措置の適用可否、越境資金移動管理、中継貿易、貿易サービス業の円滑化措置管理
- 開放水準及び管理方式：海南自由貿易港と洋山特殊総合保税区の相違点・関連性、自由貿易試験区の優遇政策の踏襲・適用、税関・港湾業務などの税関管理組織における部門の設置及び職務分掌など

「全体案」によると、海南自由貿易港における税制は「ゼロ関税、低税率、税制簡素化、強力な法規制」という原則に従い、ハイレベルな自由貿易港に適した税制を段階的に確立する。

**直接税と間接税について、特に注目すべきものは下記のとおりである。**

全体案の重点内容	最近の政策変化	KPMG の分析
2025年までに徹底実施		
<b>企業所得税：</b>	<b>財税「2020」31号</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自由貿易港で登録し、実質的に運営をしている奨励類産業企業に対して15%の軽減税率で企業所得税を徴収する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実質的な管理機構は海南にあることを要求し、かつ当該機構は生産経営、人員、財務、財産など、実質に全面的な管理と支配を実施している</li> <li>• 「産業構造調整指導目録（2019年）」、「奨励類外商投資産業目録（2019年）」と海南省のために指定された新規奨励類産業目録を含む</li> <li>• 奨励類産業の主要経営収入は、企業の収入総額の60%以上を占める</li> <li>• 自由貿易港に設立された本部、支店のみが当該15%の税率に適用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存税法規定にある実質的な管理機構が中国国内にある外国企業の中国居住者企業の認定に関する判定原則（CFCルール）を参照する見込みで、但し、現時点“全面的な管理と支配”などの要求に関する判断基準は、まだ明確にされていない。他の低税率の地域の標準と比べると、比較的高い内容だと予想されている。</li> <li>• 中国特別納税調整法規定、一般的な租税回避防止法規定、及び経済協力開発機構（OECD）のBEPS行動計画と関連する移転価格法規定における細分化された実質的運営に係る具体的な認定方法を参考にする可能性がある。具体的な判断基準としては、オフィスの設置、取得した利益水準に見合った業務機能の履行、企業の機能に見合った組織構造と人員の配置、企業は主要な経済活動の意思決</li> </ul>

		<p>定と実施過程を海南で実行しているかどうか、取引契約条項、原価費用の負担などにおいて企業が担う機能と負担するリスクを合理的に反映しているかどうか、などがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「奨励類産業」は、中国の現行のすべての奨励類産業をカバーしながら、「全体案」で言及された観光産業、現代サービス産業、ハイテク産業など、海南独自の特色産業を加える、可能性がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光産業、現代サービス産業、ハイテク産業企業については、2025年以前に新規対外投資で取得した所得に対して企業所得税の徴収を免除する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国外に新規設立した支店の経営利益を対象</li> <li>持分所有比率が20%を超える国外子会社の新規投資に関連する配当収益</li> <li>投資先の国税率について、適用きる範囲の最低税率を設定している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税所得に資産譲渡収益を含まない（例えば持分譲渡）。</li> <li>国外子会社の“新規投資に関連する配当”は同算出されるか、より明確する必要がある。</li> <li>ケイマンなど、低税率の国、地域について、最低税率の要求を満たせない場合、優遇に適用できず、海外に投資する中国企業の投資ストラクチャーに影響を与えることになる。</li> <li>海南の企業が中国の納税居住者である場合、法規定から、企業所得税法における「居住者企業間の配当金を免税所得とする」規定を適用することができる。</li> <li>現時点の期限は2024年と明確されているが、2025年以降も、海南自由貿易港において当該政策を継続する確率は高い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>条件に合致した資本的支出の一括損金算入または加速減価償却と償却</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規購入の固定資産（不動産を含まない）または無形資産が適用できる。</li> <li>業界、資産の用途について制限なし。かつ一括で控除できる限度額を500万元に引き上げられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の範囲から建物と構築物を除外した。</li> <li>加速減価償却政策の適用範囲を無形資産に拡大すると明確だが、無形資産の範囲について限定していなく、後続政策により定められる見込みである。</li> </ul>
<b>個人所得税：</b>	<b>財税「2020」32号</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>海南自由貿易港で勤務するハイクラス人材及び不足人材を対象に、個人所得税の実際税負担額が15%を超過した部分に対し、個人所得税を免除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合所得と経営所得及び海南省の人材手当を含む。</li> <li>確定申告時に適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配当など投資収益、持分、不動産などの財産譲渡所得は優遇対象ではない。</li> <li>政策を読む限り、ファンドのパートナーとして受ける収益は、経営所得として優遇の適用対象になると理解できるが、細則などにより明確される必要がある。</li> <li>徹底実施に向けて、政策上は戸籍、社会保険及び海南における居留日数（183日など）などから細分化した要件を考慮する可能性がある。</li> <li>確定申告の対象ではない非居住者個人の適用方法について、今後明確する必要がある。</li> </ul>
<b>増値税：</b>	<b>関連規定はまだ出されていない</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>全域ゼロ関税適用と共に、増値税、消費税、車両購入税、都市維持建設税付加などの税率を簡素化・統合化し、貨物とサービスの小売段階で売上税を徴収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上税の具体的な徴収方法</li> <li>島内と島外の異なった税制の整合性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率の簡素化・統合化という趨勢において、売上税の税率クラスはさらに簡素化される見込みである。</li> <li>「小売段階」の境界定義について、更なる明確化が必要である。</li> </ul>
➤ 2035年までに徹底実施		

<ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易港で登録し、実質的に運営して、ネガティブリストに記載されていない企業に対して15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。</li> <li>1納税年度内に海南自由貿易港での居住日数が累計で183日に達する個人を対象に、海南自由貿易港源泉の総合所得と経営所得に対して、3%、10%、15%の3段階の超過累進税率に基づき個人所得税を徴収する。</li> <li>企業所得税と個人所得税を中央と地方の共有収益とする。</li> <li>売上税とその他の国内税目は地方収益とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガティブリスト産業の範囲</li> <li>「183日」の計算基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土と政治安全、人民生命財産安全、重大な公共利益にマイナスな影響を与えるごく一部の産業のみがネガティブリストに記載される見込みである。</li> <li>前段階における個人所得税優遇税制の適用基準を基に、183日の居住日数の計算基準、社会保険料・積立金の納付要件などについて、更なる強化と細分化が必要である。</li> </ul>
--	--	--

## KPMGのご提案

海南自由貿易港の優遇税制は多くの企業を海南に誘致するだろう。各企業が下記行動を取られるようご提案いたします。

- 企業の戦略ポジショニング：企業の発展方向を明確にし、企業の戦略ポジショニングを計画する。
- 合理的なプランニング：投資と持分構造、事業構造、経営モデル、資金流動性、投資・融資の便利性を十分に考慮する。海南自由貿易港のハイエンド人材及び不足人材に係る政策を把握し、企業の人員配置と人的資源の備蓄を適時に調整し、人材の配置を最適化する。事業再編と事業取引プロセスに対する整理とプランニングを通して、持続可能な取引モデルを構築し、企業の長期的な事業展開と成長のための土台を構築する。
- 貿易コンプライアンスの強化：輸出入業務を整理し、税関の分類、価格審査、原産地などの基本業務に対する管理を強化し、貿易コンプライアンスを高め、海南自由貿易港におけるハイレベルなコンプライアンス・監督管理要件を満たす。
- サプライチェーンの最適化、改革に伴う優遇政策の十分な享受：サプライチェーンを調整・最適化し、ゼロ関税及び低税率政策を十分に利用して、税関特殊監督管理区域及び自由貿易試験区における革新政策、貿易円滑化措置などの優遇政策による相乗効果を享受する。
- 財税コストの最適化：島内と島外の税制差異を十分に考慮し、企業の事業レイアウトと事業モデルを適宜調整する。また、関連者間取引の価格設定ポリシーや合理性に留意し、税収と経済活動の実質の一致も考慮する。
- 徹底実施：事前に徹底的な実施における潜在的な課題（人力、物資などのリソースの配置）を考慮し、徹底的な実施に向けたスケジュールとプロジェクト実施管理制度を事前に計画する。

(MUFG BK 中国月報 2020年10月号に掲載)

## Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路1266号 恒隆広場ビル2 25F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)